
ふじみ野市ネットワークモデル変更業務委託
プロポーザル実施要領

令和8年4月

ふじみ野市

目 次

1.	業務の目的	1
2.	業務の概要	1
3.	実施スケジュール	1
4.	提案限度額	2
5.	参加表明書の提出	2
6.	提案方法	3
7.	審査の実施方法	5
8.	結果の公表事項及び方法	5
9.	注意事項	5

1. 業務の目的

ふじみ野市（以下「当市」）では、現状はαモデルのネットワークを採用し、インターネットへのアクセスはインターネット系から行っている。今後は、業務効率を向上させるため、ISMAP登録クラウドサービスへLGWAN系ネットワークから直接アクセスできるよう、ローカルブレイクアウト機能を導入し、α'モデルへ移行する。本業務はネットワークモデルの移行をセキュリティ担保した上で行うための設計、構築、保守業務を目的とする。また、本業務にはネットワーク回線の調達も含まれる。

2. 業務の概要

(1) 業務名

ふじみ野市ネットワークモデル変更業務委託

(2) 業務場所

ふじみ野市

(3) 業務内容

ふじみ野市ネットワークモデル変更に係る業務を調達するものである。詳細については、「ふじみ野市ネットワークモデル変更業務委託仕様書」によるものとする。

(4) 履行期間

- ・履行期間：契約締結日から令和9年3月31日まで
 - ・構築期間：契約締結日から令和8年9月30日まで
 - ・運用期間：令和8年10月1日から5年程度を想定（本契約では令和9年3月31日まで）
- ※ただし、同時進行で調達するクラウド型グループウェアの構築事業者とスケジュールを調整すること。

担当部署

担当：ふじみ野市総合政策部情報・統計課（田辺・内田）

住所：〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1

TEL：049-262-9005（直通）

E-mail：joho@city.fujimino.saitama.jp

(5) プロポーザルの成立又は中止

プロポーザル参加者が1事業者になった場合でも審査を行い、候補者と協議の上、優先交渉権者を決定する。

3. 実施スケジュール

本業務における受託候補者特定までのスケジュールを以下に示す。

イベント	期間または期限
------	---------

公示	令和8年4月13日(月)
参加表明書の受付期間	令和8年4月13日(月)～令和8年4月17日(金)
質問受付締切	令和8年4月24日(金)15時まで
質問回答予定日	令和8年4月30日(木)
プロポーザル参加資格確認結果、 提案書等提出要請通知	令和8年5月1日(金)
プロポーザル提案書等提出締切	令和8年5月22日(金)15時まで
第一次審査結果通知	令和8年5月29日(金)
第二次審査(プレゼンテーション)	令和8年6月上旬
プロポーザル選定結果通知	令和8年6月中旬
契約交渉期間	令和8年6月中旬～6月下旬

※プレゼンテーションについては、別途実施要領を参照のこと。

(1) 実施要領等の公表・配布期間

- ① 配布期間 令和8年4月13日(月)から令和8年4月17日(金)まで
- ② 配布場所 ふじみ野市ホームページからダウンロード

(2) 仕様書等の配布方法

参加表明書及び秘密保持誓約書を提出後、電子メールにて配布

※送付先メールアドレスが参加表明書に記載したものと異なる場合は連絡すること。

4. 提案限度額

¥53,900千円 (消費税及び地方消費税を含む)

上記金額は、令和8年度に要する経費であり、令和9年度以降の運用経費については、上記限度額には含めないが、評価の対象とする。

なお、この金額は予定金額を示したものではないが、本業務における提案金額(様式第10号「提案価格書」の物品費+構築費+運用費(1年間))はこれを超えてはならない。

5. 参加表明書の提出

(1) 受付期間

令和8年4月13日(月)から令和8年4月17日(金)15時まで

(2) 提出先及び提出方法

担当まで持参、郵送又は電子メール(電子メールの場合は、原本を後日郵送)

郵送の場合は令和8年4月17日まで必着とする。

(3) 提出部数

各 1 部

(4) 提出資料

プロポーザルに参加を希望する者は、次による書類を提出すること。ただし、ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成 17 年ふじみ野市規則第 6 1 号）第 3 条に規定するふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者については、⑥、⑦、⑧の書類を省略できるものとする。

- ① プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）
- ② 秘密保持誓約書（様式第 1 号別紙）
- ③ 会社概要（パンフレット等の任意様式でも可）
- ④ 会社更生法疎明書面（様式第 2 号）
- ⑤ 民事再生法疎明書面（様式第 3 号）
- ⑥ 業務履行実績報告書（様式第 4 号）
- ⑦ 履歴事項全部証明書
※発行から 3 か月以内のもの、写し可
- ⑧ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 の 3）
※発行から 3 か月以内のもの、写し可
- ⑨ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
※直近 2 期分

6. 提案方法

(1) 提案書の作成方法

① 企画提案書

- ・ 企画提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とすること。
- ・ 記載は、当該項目内で完結すること。
- ・ 企画提案書に記載する内容は、オプション提案を除き全て本事業における実施義務事項として事業者が提示し、契約するものであることに留意すること。
- ・ 実施義務事項ではなく、参考として記載が必要である場合には、【参考】と明示し、記載する用紙を分け、混同する可能性を排除すること。
- ・ 説明は文章を以って行い、図等はその補助として用いること。図のみの説明は認めない。
- ・ 造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて初出の個所に定義を記述すること。

(2) 提案内容

提案内容については、別紙「企画提案書記載項目」を参照し、記載すること。

なお、提案内容について、不明事項等がある場合、当市から提案事業者に問い合わせを行う場合がある。

(3) 提案書の様式及び部数

- ① 様式第 9 号「プロポーザル提案書等提出届」、別記「提出書類一覧表」

-
- ・ 代表者印押印のものを1部

② 企画提案書

- ・ A4、両面（10枚）、20ページ以内とすること。（表紙、目次を除く）
- ・ 紙原本を1部、紙原本のコピーを6部、提出内容と同じ内容をCD-R等にて提出すること。
- ・ 必要に応じA3も認めるが、その際は2ページとしてカウントすること。（横折り込み）
- ・ 使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とし、左右に20mm以上の余白を設定すること。
- ・ 提出書類で用いる言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とすること。

③ 提案価格書

- ・ 様式第10号「提案価格書」は、代表者印押印のものを1部
- ・ 様式第10号別紙1「見積内訳書」は、紙原本を1部、提出内容と同じ内容をExcel形式にて保存し、CD-R等（②と同じ媒体）にて提出すること。

(4) 提出先

- 2.（5）と同じ。

(5) 提出方法

上記提出先へ持参により提出すること。CD-R等にタイトルを「ふじみ野市ネットワークモデル変更業務委託プロポーザル提案書」とし、併せて事業者名を記載すること。

(6) 提出期限

令和8年5月22日（金）15時まで

※遅れた場合参加を認めない。また、必要書類の提出がない場合や不備がある場合も参加を認めない。

(7) 質疑応答

本プロポーザルの仕様書や契約内容等に関して不明な点がある場合は、様式第5号「プロポーザル質問書」を作成し、電子メールに添付して、質問締切までに担当部署のメールアドレスへ送付し、必ず電話にて担当者に到達確認を行うこと。質問締切後の提出は受け付けない。

なお、質問の内容によって本事業者選定に公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

- ・ 提出書類 様式第5号「プロポーザル質問書」
- ・ 提出期限 令和8年4月24日（金）15時まで
- ・ 提出方法 質問書は、電子ファイルにて下記のメールアドレスに送付すること。
- ・ 提出先 電子メール：joho@city.fujimino.saitama.jp
(担当 田辺・内田)
- ・ 回答 提出された各社からの質問事項は、質問事業者名を伏せ、回答を付したものを令和8年4月30日（木）までに様式第6号「プロポーザル回答書」

として電子メールにて送付する。

7. 審査の実施方法

(1) 一次審査

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施する。

なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行い、第二次審査に進む第一次審査合格者は、提案書評価点及び提案価格評価点の合計による審査を行い、上位3者程度とする。

第一次審査結果は、令和8年5月29日（金）までに、提案書を提出した全ての事業者にメールで通知する。

(2) 二次審査

第一次審査で選考された事業者に対し、企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。

なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行うものとする。第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知する。

8. 結果の公表事項及び方法

選定の結果については、結果通知と同時に、当市のホームページに参加者名と評価点を掲載して公表する。

※1次審査の結果通知については「3.実施スケジュール」を参照すること。

9. 注意事項

- (1) 本事業、本依頼、および添付資料の外部への他言、使用は一切行わないこと。
- (2) 各社回答後、内容について問合せをすることがある。
- (3) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (4) 企画提案書提出期間終了後の提案等の修正又は変更は、一切認めないものとする。
- (5) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (6) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合があること。
- (7) 提出書類の著作権は、参加申請者に帰属するが、当市が本件の選定の公表等に必要の場合には、当市は、提出書類の著作権を無償で使用できるものとする。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、ふじみ野市情報公開条例（平成17年ふじみ野市条例第8号）の規定に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (9) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。ただし、契約時にあらかじめ当市の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (10) 次の事項のいずれかに該当する場合は、当該プロポーザル提案書は、失格とする。
 - ① この要領に定める提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - ② この要領に定める様式及び記入要領に示す条件に適合しないもの
 - ③ 許容された表現方法以外の方法が用いられているもの

-
- ④虚偽の内容が記載されているもの
 - ⑤この要領及び提出要請書に定める方法以外の方法で選定組織若しくは市職員又は本業務実施にあたっての支援業務受託者に対して不正な接触の事実が認められる者が作成したもの
 - ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者が作成したもの

以上